

# 起業家の負担軽減に向けた 定款認証の見直しの取組状況

---

令和5年11月11日



<b>1</b>	制度の概要 .....	P 1
<b>2</b>	これまでの取組と課題 .....	P 3
<b>3</b>	見直しに向けて①：実務の実態の把握 .....	P 4
<b>4</b>	見直しに向けて②：幅広い有識者による検討 .....	P 7

## 定款とは

**定款：会社の根本規範。** 会社の商号、目的、出資関係、機関設計などについて定めが置かれる。

➡ 株式会社など一定の法人は、設立に際し、定款について**公証人の認証を受ける必要**がある（会社法30条1項等）。

## 参考：定款認証の主な機能（従前の法務省の整理（注））

1

### 定款や法人格の存立をめぐり紛争の予防

- 定款の存在及び記載内容の**明確性を確保**
- 定款の内容が**会社法等の関係法令に違反しないか、適合性を審査**

2

### 不正な起業・会社設立の抑止

- 発起人の**実在・設立意思**を確認  
→ **成りすまし・名義貸し等**による会社設立の防止
- 発起人の会社設立の**真意**を確認  
→ **違法・不正な目的**での会社設立の抑止

3

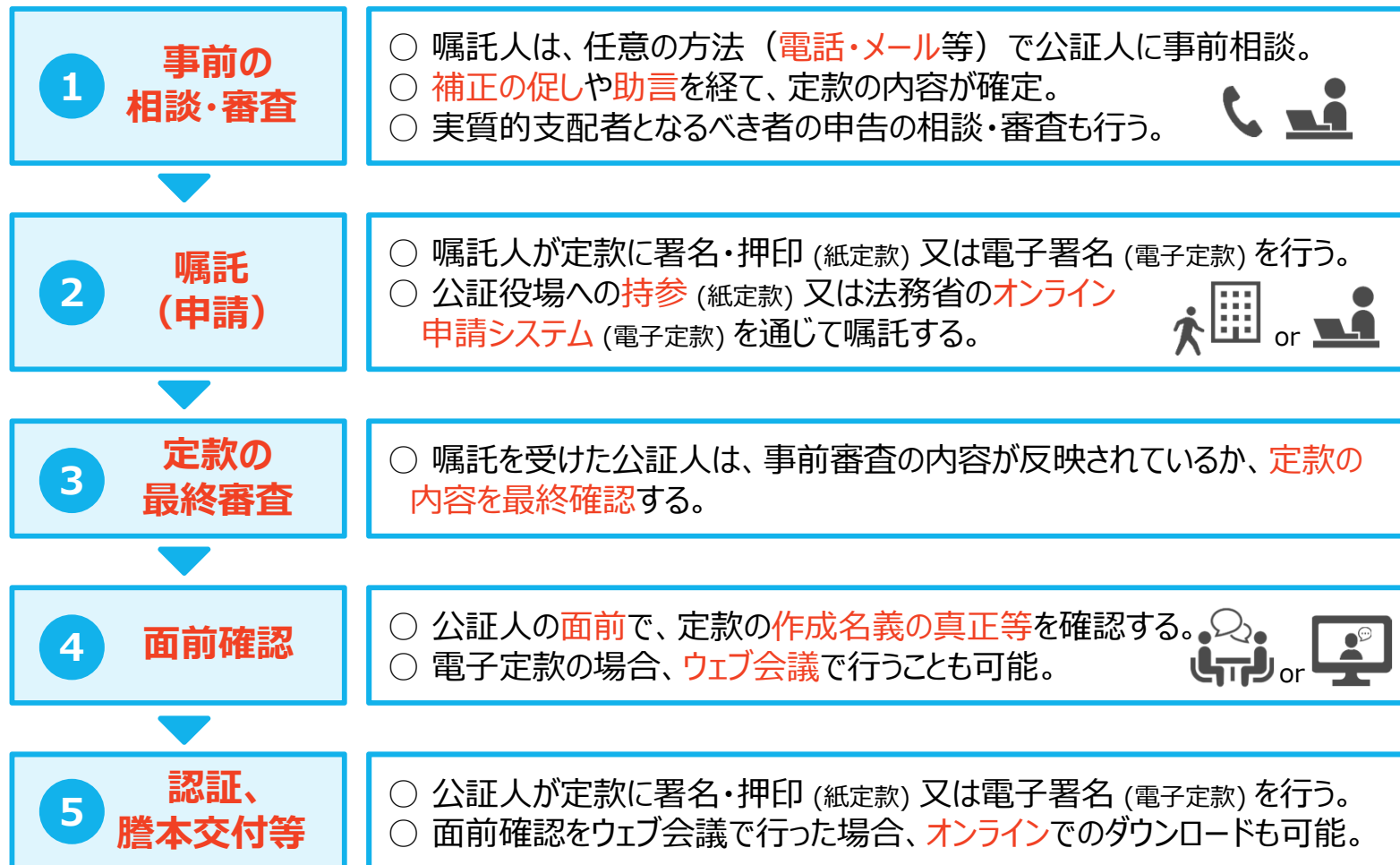
### マネー・ロンダリング対策（実質的支配者の把握）

- FATF対応のため、囑託人に、法人の**実質的支配者となるべき者の申告**を求める
- 対日審査（2021年）で**FATF審査団からベストプラクティスと評価**。フォローアップ（2023年）で**評価格上げ**。

（注）これらの3機能は、法務省がこれまで規制改革推進会議等で説明してきたもの。現在、定款認証の見直しに向けて、この整理の妥当性も含め、有識者検討会において検討いただいているところ（P7参照）。

# 制度の概要 (2 / 2)

## <定款認証手続の流れ>



公証人は定款認証に際して、以下を中心に審査する。

✓ 定款の適法性・他法令との整合性・明確性（公証人法26条、60条等）

✓ 発起人の実在や会社設立の実質的意思を有するかどうか（公証人法26条、28条、31条、60条等）

✓ 定款・設立等につき発起人が相当の考慮をしたかどうか（公証人法施行規則13条1項）

等

# これまでの取組と課題

## 定款認証制度に関するこれまでの主な取組

✓ **ウェブ会議による認証** (H31.3～)

面前確認について、公証役場に出頭せずに、ウェブ会議を利用することも可能に ※R2には利用範囲を拡大



✓ **手数料の引下げ** (R4.1～)  
 起業促進等の観点を踏まえ、  
 手数料を引下げ

	全ての 株式会社等	引下げ	株式会社等の 資本金の額	100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上
手数料	一律5万円	➡	手数料	3万円	4万円	5万円

✓ **手数料のクレジットカード払い対応** (R4.4～)

手数料について、クレジットカードでの支払を可能に



## 定款認証制度に関する課題

▶ 規制改革実施計画 (R4.6.7閣議決定、R5.6.16閣議決定)

令和4年度に、実務に関する**実態把握のための調査**を実施した上で、令和5年度に、その**結果を分析**し、定款認証が果たすべき**機能・役割について評価**を加えるとともに、その結果に基づいて、**デジタル原則**を踏まえた上で、**面前での確認の在り方の見直し**を含め、**起業家の負担を軽減**する方策を検討し、結論を得た上で、令和6年度に、必要な措置を講ずる。

▶ デジタル行財政改革会議 (R5.10.11) ・規制改革推進会議 (R5.10.16)

岸田内閣総理大臣から、小泉法務大臣に対し、**スタートアップの環境整備**のため、定款認証について**迅速な見直しの指示**。

# 見直しに向けて①：実務の実態の把握（1 / 3）

## 定款認証制度に関する実態調査

### <調査の概要>

定款認証の実態を定量的・客観的に把握するため、一定期間中（R5.1.16～R5.3.31の2か月半）の定款認証事件全件を対象として、公証人と利用者の双方に対して、法務省がアンケート調査を実施。

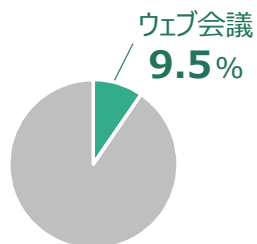
\* 回答総数 → 公証人：21,783事件 / 利用者：5,228事件（発起人：1,649事件、専門資格者：3,579事件）

### <調査結果>

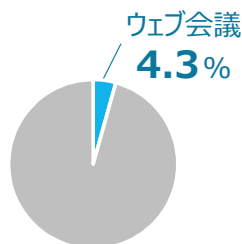
#### ウェブ会議の利用率は、1割程度

Q 面前確認の方法を選択してください。

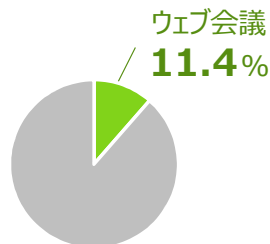
公証人の回答



発起人の回答



専門資格者の回答



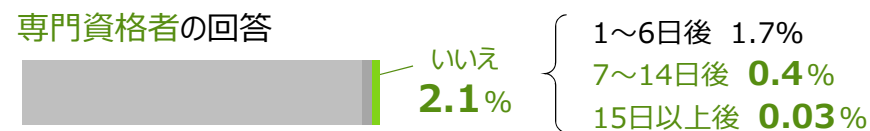
面前確認の予約は、9割以上が希望どおりの日に予約をとれた一方で、1週間以上後になったものも少数だが存在

Q 面前確認の予約の際、希望どおりの日に予約をとれましたか。

発起人の回答



専門資格者の回答

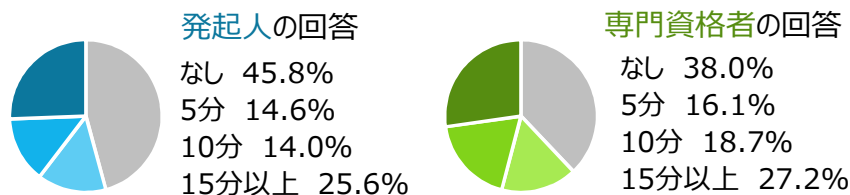


# 見直しに向けて①：実務の実態の把握（2 / 3）

## 定款認証制度に関する実態調査（続き）

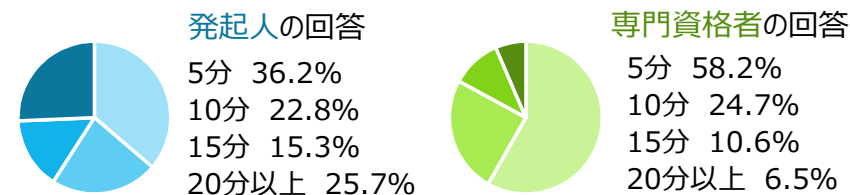
公証役場での**待ち時間**は、**なしが4割**前後。  
他方、**15分程度以上も3割**程度。

Q 面前確認での待ち時間はどれくらいでしたか。



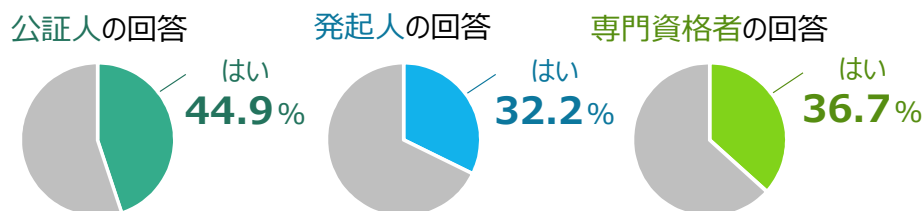
面前確認の**所要時間**は、**5分程度**が最も多い。  
他方、**発起人の場合、20分程度以上が25%**を占める。

Q 面前確認での所要時間はどれくらいでしたか。



定款案につき公証人が**指摘を行った事案**は、**3～4割**程度

Q 定款案について何らかの指摘を行いましたか（指摘を受けましたか）。



<回答のあった、指摘事案の一例>

- 会社の目的として**法令上不相当な事業**が記載されていたもの
- **会社法令の規定に違反**するもの
- 定款の中での規定相互に**矛盾**が生じているもの
- 囑託人の**意思に沿わない内容**となっていたもの
- 囑託人に対し**基本的な考え方を丁寧に説明**しながら、囑託人の意向に沿った定款案になるよう指導したもの

# 見直しに向けて①：実務の実態の把握（3 / 3）

## 定款認証制度に関する実態調査（続き）

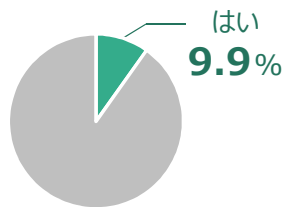
**2か月半**の調査期間中に、**認証に至らなかった事案は、99件（約0.5%）**

＜回答のあった事案の一例＞

- 商号に**著名人の氏名を無断で使用**しようとしたもの
- **業法に反する商号・目的**となっているものについて、その旨を指摘したところ、その後、囑託がなかったもの
- 登録済みの**印鑑証明書どおりの印鑑を用意できず、印鑑登録をし直すこともできない**として、認証に至らなかったもの
- 定款に**法令に反する規定が多数あり**、その修正を教示したが、その後、囑託がなかったもの
- **実質的支配者の資料の提出**を求めたものの、**提出を拒否**され、その後、囑託がなかったもの

**過去に不正な起業が疑われる事案**を経験した公証人は、**9.9%**

Q（公証人に対し）これまで、不正な起業（成りすましによる会社設立や違法・不当な目的での会社設立）が疑われる事案はありましたか。



＜回答のあった事案の一例＞

- **本人確認資料**や未成年の会社設立に関する**同意書**などを求めると、「そんなことはできない」などと断られ、認証に至らなかったもの
- **本店を偽ろうとしたもの**
- **誤認を生じさせる商号**を用いようとしたもの
- **出資額が疑わしいもの**
- **法律に反する事業**を行おうとしたもの
- **法人を不正に売却する目的**で設立しようとしたもの



## 見直しに向けて②：幅広い有識者による検討

### 定款の見直しに向けた検討

喫緊の課題との認識の下、**各界の有識者の知見**を得て、**スピード感をもって、充実した審議・検討**を行う必要

→ 法務大臣指示で、R5.10から、法務省の**有識者検討会**で、集中的に検討。**今年内に方針**を決定予定。

※ 詳細は法務省ホームページで公開 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00052.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00052.html)

#### <設置趣旨> 「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会」

株式会社等の法人設立に必要とされる定款認証の改善に向けて、その制度趣旨を踏まえ、**デジタル技術等**を用いた**起業家の負担を軽減する方策等**を検討するとともに、定款認証制度の**必要性・見直し**について検討するため、法務大臣の指示により、**各界の有識者の知見**を得て**スピード感ある充実した審議・検討**を行う目的で、法務省民事局に設けるもの

#### <構成員> ※**経済界、学者、専門資格者等** (規制改革推進会議の関係者を含む)

座長

佐久間 毅 同志社大学大学院司法研究科教授

委員

梅野 晴一郎 弁護士（第二東京弁護士会）

神作 裕之 学習院大学法科大学院教授

後藤 元 東京大学大学院法学政治学研究科教授

鈴木 龍介 司法書士（東京司法書士会）

関 聡司 新経済連盟事務局長

原田 誠 行政書士（広島県行政書士会）

堀 天子 弁護士（第二東京弁護士会）

増田 悦子 全国消費生活相談員協会理事長

#### <有識者検討会のスケジュール>

第1回会議 令和5年10月31日

※ 11月中に2回、12月中に2回、年内に合計5回の開催予定

※ 年内に、具体的見直しの方針や、制度の在り方に関する検討・整理を終える予定

#### <主な検討事項の例>

- 定款認証の**機能・意義、現状と課題**
- 負担軽減に向けた運用上・制度上の改善策
- スタートアップ向け**モデル定款**の利用可能性、利用方策
- 来所を要しない**ウェブ会議**の利用拡大による負担の軽減
- 定款認証制度の**必要性・抜本的見直し** 等